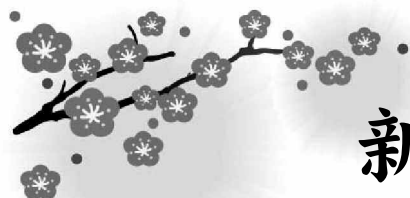


# 町並み月報

■平成21年1月26日（第54号）

■発行責任者 澤口輝禪



## 新春に当たって

小浜西組町並み協議会

会長 澤口 輝禪

小浜西組の皆様におかれましては、よき新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

昨年は6月に、全国で83番目の重伝建地区に選定された記念すべき年でありました。今年からはいよいよ建物の修理、修景に対する補助事業が始まります。また、伝建物として登録された方には、固定資産税などの減免措置が実施されます。重伝建地区としてのまちづくりの歩みが着実に進むことを期待してやみません。私ども協議会も与えられた役割を精一杯果たしたいと思います。

ひるがえって日本全体をみますと、ここ数年、母親が幼いわが子を殺したり、若者が、街中で無差別に人を傷つけたりという、考えられない事件が頻発するようになりました。「世界一安全な国」と言われていたのが昔のことになってしまいました。幸い、わが若狭地方では、そのような事件は発生していないようです。その理由は何か、濃密な近所付き合い、数多い神社仏閣、歴史や伝統文化の豊かさ、伝統的な町並み・・・私どもが以前からなじんでいるものが、住んでいる人々の心の支えとなっているからではないでしょうか。『安心・安全な町』『住んで良し、おとずれて良し』のまちづくりに努力しましょう。



# 重伝建地区内の税金の免除・減額について

## ◎伝統的建造物（同意された建物）の場合

文化財保護法により伝統的建造物の固定資産税・都市計画税を免除します。

平成20年12月に制定された小浜市の条例により、重伝建地区内では下記に対する税金の減額があります。

## ◎伝統的建造物（同意された建物）がある敷地の場合

伝統的建造物の1階面積の1.2倍の固定資産税・都市計画税の半分の減額します。

## ◎修景基準を満たした建物の場合

修景基準を満たした建物の固定資産税・都市計画税を5分の1減額します。

## ◎修景基準を満たした建物がある敷地の場合

修景基準を満たした建物の1階面積の1.2倍の固定資産税・都市計画税を5分の1減額します。

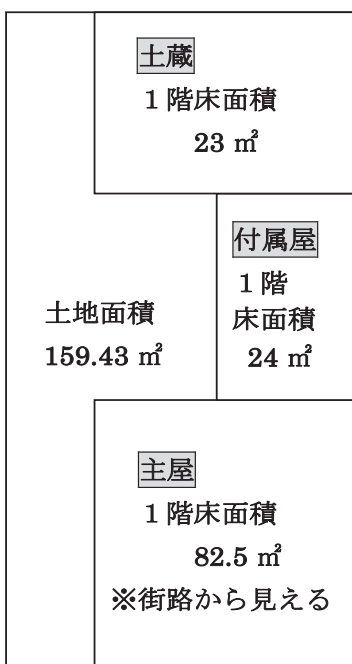
### 注 意 点

修景基準を満たした建物の固定資産税と修景基準を満たした建物がある敷地の固定資産税・都市計画税をあわせて、減額の上限は2万5千円です。

### 適 用 除 外

- ・保存条例の規定に違反している場合
- ・市税（国民健康保険税を含む）を滞納している場合

【例】



## ●伝統的建造物の場合

左図で、主屋、付属屋、土蔵の全ての建物について同意している場合、建物の固定資産税・都市計画税は免除されます。

土地の固定資産税・都市計画税は、主屋、付属屋、土蔵の1階床面積を合計した数値に1.2をかけた数値の2分の1が減額となります。

$$\textcircled{1} 82.5\text{m}^2 + 24\text{m}^2 + 23\text{m}^2 = 129.5\text{m}^2$$

$$\textcircled{2} 129.5\text{m}^2 \times 1.2 = 155.4\text{m}^2$$

$$\textcircled{3} 155.4\text{m}^2 \times 1/2 = 77.7\text{m}^2 \text{（土地の減額対象）}$$

## ●修景基準を満たした場合

前ページ下図で、街路から見える建物で、これから新しく建て替えるなど、町並みの基準（修景基準）を満たした場合、建物の固定資産税・都市計画税は5分の1が減額となります。土地の固定資産税・都市計画税は、主屋の1階床面積を合計した数値に1.2をかけた数値の5分の1が減額となります。

【建物の場合】  $82.5\text{m}^2 \times 1/5 = 16.5\text{m}^2$ （家屋の減額対象）

【土地の場合】  $82.5\text{m}^2 \times 1.2 \times 1/5 = 19.8\text{m}^2$ （土地の減額対象）

町並み保存館企画運営部

# 生花教室



生花教室の様子

昨年12月26日（金）に鹿島の町並み保存資料館に於いて「お正月のお花」をテーマに生け花教室を開催しました。講師は常高寺の澤口妙子さん（常盤末生流）にお願いしました。

ポスターでお知らせをしたところ、10名の参加があり“万年青（おもと）”と“盛り花”の生け方を教えていただきました。

生花教室を行うことになった目的は、地域の皆さんとのコミュニケーションを図ること、そして町並み保存資料館に足を運んでいただくきっかけになればということで企画しました。地域の皆さんにも町並み保存資料館に来ていただいて、保存する家の造りを理解していただくことが大事だと思います。

参加者の10名中6名の方が初めて資料館に入ると話しておられましたが、楽しい雰囲気の中でお花を生けることができてよかったと思います。今後生花教室は季節ごとに行っていきたいと考えています。皆様のご理解とご参加をよろしくお願いいたします。

## 企画運営部からの お知らせ

鹿島の町並み保存資料館において岩崎妙子さん（大原区）の作品展（書道）を行います。ご覧ください。

日時 平成21年1月24日（土）～2月15日（日）（入館無料・お車はふれあいセンターの駐車場をご利用下さい）  
午前9時～午後5時（最終日は4時迄）・毎週火曜日休館

# 小浜西組町並み協議会 第5回 役員会報告

日 時：平成20年12月22日（月）午後7時30分～午後9時30分

場 所：浅間 常高寺 離れ

出席者：役員22名のうち、出席11名、委任状5名により、会が成立

## 1、会長挨拶の後、議長に澤口が就き、議事進行

## 2、市からの報告

- ① 伝建物登録物件の減税措置についての条例が、12月市議会で成立した。対象者については、21年度から減税となる。減額の申請については、市で作成し、印鑑をもらうことにする。（具体的な内容は、2～3ページに掲載）
- ② 建築基準の緩和については現在国土交通省と交渉中で、3月の市議会で上程する予定。国土交通省との折衝の中でも、対象地区住民の防災体制の充実度が問題となるので、各区での自主防災組織を作ることや、二方向避難口の確保に今後も取り組んでもらいたい。

## 3、議 題

### （1）重伝建選定記念イベントの報告

石田副会長より報告…12月6日(土)午後7時より、鹿島区の「福祉センター」で開催した。参加者約50名。内容は、

- ① 基調講演…阪南大学教授 吉兼秀夫氏
- ② ワークショップ…西部地区の経済力低下、高齢化が進むなかで、重伝建選定は一つの節目となる。そこで、「今後の展望と課題」「あなたと私が出来ることはなにか」をテーマとした。

今回、若い人たちに多く参加していただき、改めて、西部地域について考え、理解を深め、再出発する意識を持っていただいたことは、多大の収穫であった。

### （2）歴史街道絵図改定版製作の報告

石野副会長(広報)よりの報告…記念イベント開催に間に合って発行できた。

については、西部地区の全世帯に1部ずつ配布したい、また、1部50円の協力金をいただいて町並み保存資料館で扱っているが、50部以上まとめた場合は、40円の協力金としたい旨提案。石野副会長の提案を了承した。

### （3）基本計画案の検討

基本計画策定委員会が提出した、「小浜西組マスタープラン(案)」の内容について審議、検討した。

1月、2月に役員会を開き、内容を集中的に審議、検討して「基本計画」としてまとめ、3月には臨時総会を開いて、最終結論を出す方向で進めることを了承した。

小浜西組町並み協議会

連絡先：浅間1 (澤口 輝禅) Tel53-2327